

# 第25期宝塚市農業委員会

## 令和5年第3回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年9月20日

(2023年)

宝塚市農業委員会

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和5年第3回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)9月20日(水)14時00分~15時30分

2. 場 所 宝塚市役所4階 3-3会議室

3. 農業委員定数 13人

### 4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

### 5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

### 7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

### 8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

### 9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡村美佑

### 10. 議 題

1 議案第5号 農用地利用集積計画決定の件

2 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく宝塚市基本構想の変更に関する意見書の提出の件

1 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第8号 農地法第18号第1項第2号の規定による届出の件

4 報告第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

5 報告第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法施行に伴う様式改正の件

## 令和5年第3回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年9月20日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員会令和5年第3回総会を開催いたします。本日の欠席者はなし、第3回総会は成立しています。本日の議事録署名人は、5番逢坂委員、7番阪上照一委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か意見、質問等ありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第5号農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第5号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。上佐曾利（地番）の地積971㎡、（地番）の地積939㎡の2筆で、地目は田、両方ともに貸主は（氏名）さん、借主が（氏名）さん。令和5年10月1日から令和15年9月30日までです。

○林会長 確認委員の意見を伺います。小中委員。

○小中委員 現地確認の結果、問題ありません。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようですので、採決いたします。農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 全員が賛成ですので決定することといたします。次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく宝塚市基本構想の変更に関する意見書の提出の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく宝塚市基本構想の変更に関する意見書の提出の件。別紙のとおり、宝塚市長から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により農業経営基盤強化の促進に関する宝塚市基本構想の変更について、意見を求められましたので、御審議願います。農業経営基盤強化促進法第6条第1項により農業委員からの御意見を頂戴します。

○林会長 何か意見、質問ありますか。

○阪上秀一推進委員 認定農業者になったとして、何かメリットはありますか。

○事務局 重点的な支援策があると言われております。融資を受けるにあたっての審査や利息の補填、補助の申請等、農業経営拡大の際に選択肢の幅が広がるということにおいては、当然メリットとして考えられると思います。

○阪上秀一推進委員 分かりました。

○林会長 本件に対しまして、意見のある委員につきましては、今週中に農業委員会事務局まで連絡していただきたいと思っております。

○上田委員 意見ではないけれど、参考として、宝塚市の認定農業者の現在の所得や労働時間等、もしデータがあるようなら教えてほしいです。

○事務局 今、手元にございませので、調べて何らかの形でお知らせさせていただきます。

○林会長 上田委員、それでよろしいか。

○上田委員 はい。

○林会長 ですが個人的な情報のため、アバウト的な形になるかと思います。

○上田委員 それとこちらの数値が妥当なのかという見方をしたいと思います。

○林会長 設定の数値自体は努力目標であり、しんどい数字だと思います。内容的にはもう一度熟読していただいて、意見を農業委員会事務局に報告して取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。続いて、報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。届出者は(住所)、(氏名)さん。所在が安倉南(地番)、地目が畑、地積が315㎡となっております。転用目的は賃貸用の駐車場12台です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 何か意見、質問ありますか。特にないようですので、続いて、報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、譲受人は(住所)、(氏名)、譲渡人は(住所)、(氏名)さん、該当地は清荒神(地番)、地目は畑、地積666㎡、転用目的は戸建住宅5棟、造成期間、建設期間は未定。

2件目、譲受人は(住所)、(氏名)、譲渡人は(住所)、(氏名)さん、該当地は長尾町(地番)、田、68㎡、長尾町(地番)、田、75㎡、長尾町(地番)、田、58㎡です。3筆計で201㎡、転用目的は住宅用地として買収をかけて、一部については道路になります。造成期間は令和5年10月中旬頃から380日間、建設期間は令和7年4月初旬から120日間。

3件目、届出者、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さん、届出地長尾町(地番)、地目、田、地積226㎡、転用目的は住宅用地(道路)、造成期間は令和5年10月中旬頃から380日間、建設期間は令和7年4月初旬から120日間。

4件目、届出者、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人(住所)、(氏名)さん、届出地、口谷東(地番)、地目、畑、地積は353㎡、耕作者は(氏名)さん、転用目的は分譲宅地、造成期間は令和5年10月30日から30日間、建設期間は令和5年12月4日から90日間。

5件目、届出者、譲受人、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さん持分2分の1、(氏名)さん持分2分の1、届出地、安倉中(地番)、地目は田、地積は737㎡、転用目的は戸建住宅7棟、造成期間は令和5年9月15日から3か月間、建設期間は令和6年1月15日から6.5カ月。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、古野委員。

○古野委員 確認いたしました。問題ないと思います。

- 林会長 2、3件目、金岡委員。
- 金岡委員 現地調査させていただきました、問題はないと思っております。
- 林会長 4件目、阪上照一委員。
- 阪上照一委員 隣接農地もありませんし、特に問題はないと思います。
- 林会長 5件目、田中委員。
- 田中委員 問題はないと思います。
- 林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようですので、続いて、報告第8号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。
- 事務局 報告第8号 農地法第18条第1項第2号の既定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の既定による届出があり、農地法第18条第6項の規定による通知をいたしましたので、報告します。  
賃貸人、(住所)、(氏名)さん。賃借人、(住所)、(氏名)さん。賃貸借農地、山本東(地番)、地目は田、地積は219㎡、合意が成立した日、令和5年8月20日、土地の引渡時期、令和5年8月21日、賃貸借契約の解除で、離作補償なし。
- 林会長 確認委員の意見を伺います。金岡委員。
- 金岡委員 全然問題はなかったと思っております。
- 林会長 何か意見、質問はありますか。特にないようですので、次に、報告第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。
- 事務局 報告第9号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農用地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。  
1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん、農業経営期間は令和2年8月1日から令和5年8月3日まで、耕作面積は218㎡で、納税猶予農地が安倉南(地番)、証明年月日は令和5年8月3日。  
2件目、申請人は(住所)、(氏名)さんで、農業経営期間は令和2年1月31日から令和5年8月8日、耕作面積は644㎡で、納税猶予農地が中筋(地番)の1筆、証明年月日が令和5年8月8日。  
3件目、申請人が(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和2年7月22日から令和5年8月18日、面積は424㎡で、納税猶予農地が口谷東(地番)、証明年月日が令和5年8月18日。  
4件目の申請人が(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和2年8月25日から令和5年8月18日、納税猶予農地については口谷東(地番)ほか4筆、面積が合計で3,184㎡、証明年月日が令和5年8月18日。  
5件目、申請人が(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和2年9月17日から令和5年8月24日、納税猶予農地については安倉南(地番)の面積が1,174㎡。証明年月日が令和5年8月24日。

6件目は、申請人が(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和2年7月22日から令和5年8月24日まで、納税猶予農地は売布(地番)、面積が495㎡。証明年月日が令和5年8月24日。

7件目、申請人が(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和2年10月6日から令和5年8月29日、耕作面積が632㎡、納税猶予農地は宝塚市山本野里(地番)。証明年月日が令和5年8月29日。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。特にないようですので、最後に、報告第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法施行に伴う様式改正の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 失礼します。報告第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法施行に伴う様式改正の件。農業経営基盤強化促進法等の一部改正法施行等に伴い、農地法関係事務取扱要領(農業委員会の部及び農林(水産)振興事務所の部)の一部改正の通知がありましたので、報告します。各申請書等の様式変更の報告です。

○林会長 意見、質問等ありますか。特にないようですので、以上で本日の議案2件、報告5件について、審議等は終了いたします。これもちまして、令和5年第3回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

5 番 逢 坂 洋 子

7 番 阪 上 照 一